安全の手引き

~ACT‰にお住まいの邦人の皆様へ~





在オーストラリア日本国大使館 領事部

I. はじめに

豪州は世界の中で比較的治安の良い国と見られ、その主要都市の中でも、キャンベラを中心とする首都特別地域(ACT: Australian Capital Territory)は、自然豊かで各省庁、機関等の本部が集まり、計画的に街作りが進められ、よく整備された環境となっています。しかしながら、日本と比べ、一般犯罪の発生率は高くなっており、日本にいるような感覚でいると不意に置き引きや窃盗などに遭遇することもあり、油断は禁物です。

この「安全の手引き」をご覧になり、皆様の安全のために役立てていただければ幸いです。

なお、<u>在オーストラリア日本国大使館領事部は、その管轄地域を「ACT(首都特別地域)」</u>としています。豪州の各州・各都市の安全情報等は、管轄する総領事館のホームページをご覧いただくか、下記までお問い合わせ下さいますようお願いいたします。

管轄州	総領事館	ホームページ	電話番号(代表)
NSW 州, NT (北 部準州)	在シドニー総領事館	http://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/ index_j.htm	02-9250-1000
VIC州,SA州, TAS州	在メルボルン総領事館	http://www.melbourne.au.emb-japan.go. jp/index_j.html	03-9679-4510
QLD 州	在ブリスベン総領事館	http://www.brisbane.au.emb-japan.go.j p/jp/index.html	07-3221-5188
QLD 州 (ケアン ズ周辺)	在ケアンズ領事事務所	http://www.brisbane.au.emb-japan.go.j p/jp/about/cairns.html	07-4051-5177
WA 州	在パース総領事館	http://www.perth.au.emb-japan.go.jp/jp/index.html	08-9480-1800

Ⅱ. 防犯の手引き

1. 防犯の基本的心構え

犯罪や事故にご自身が遭う・巻き込まれるといったことにならないよう、普段から安全の「心構え」を持つことは大切です。お住まいの地域で発生する犯罪の傾向や、防犯のため日常生活で心掛ける事項を時々お読みになり、「自分の身は自分で守る」という自覚を持つことや、いざという時に適切な対応をとることで、ご自身の被害を防ぎ、または被害を小さくすることができます。

安全の心構えはもちろんのこと、連絡を常に取れるようにするなど、万が一に備えた準備をしておきましょう。携帯電話に警察や親類などの緊急連絡先を入れる、最寄りの警察所や病院の場所を確認しておく、ご自宅などにおいて防犯設備を整えるといったことも重要です。

2. 犯罪発生状況(過去3年間~最近)

(1)犯罪発生件数及び発生率

次表は、豪州統計局と日本の警察庁が発表した資料を基に「過去3年間のACT等の主要罪

種別の犯罪発生件数及び発生率の推移」を示しています。ACTの情報に併せて、豪州全体と日本の犯罪発生率を表示して相互の比較ができるようにしておりますのでご活用ください。

表:過去3年間のACT等の主要罪種別の犯罪発生件数及び発生率(※)の推移

2017年	(人口	A C T 41 万 1 千人)	(人)	豪州 コ 2459 万人)		(人口	日本 1 億 2680 万。	N)	A C T と日本
罪種	発生件数	発生率	上昇率	発生件数	発生率	上昇率	発生件数	発生率	上昇率	の比較
殺人・殺人未遂	3 件	0. 0007%	-28%	414 件	0. 002%	-10%	920 件	0. 0007%	3%	1.0倍
暴行傷害	2,341件	0. 57%	-3%			未発表	54, 299 件	0. 04%	-3%	13.3倍
性的暴行	249 件	0.06%	-12%	24, 957 件	0. 10%	6%	10, 610 件	0. 01%	-4%	7.2倍
略取誘拐	0件	0%		482 件	0. 002%	-12%	239 件	0. 0002%	5%	
強盗	226 件	0. 06%	<u>24%</u>	9, 599件	0. 04%	0%	1,852件	0. 002%	-21%	37.6倍
侵入盗	2, 586 件	0. 63%	8%	176, 153 件	0. 72%	-8%	73, 122 件	0. 06%	-4%	10.9倍
自動車盗	1, 401 件	0. 34%	<u>40%</u>	51,869件	0. 21%	-9%	235, 778 件	0. 19%	-13%	1.8倍
他窃盗	9, 470 件	2. 3%	-3%	510, 083 件	2. 07%	-7%	346, 598 件	0. 27%	-7%	8.4倍

2016年		ACT 39万7千人)	(人)	豪州 コ 2413 万人)		(人口	日本 1 億 2693 万。	N)	ACT と日本
罪種	発生件数	発生率	上昇率	発生件数	発生率	上昇率	発生件数	発生率	上昇率	の比較
殺人・殺人未遂	4件	0. 001%	-34%	453 件	0. 002%	7%	895 件	0. 0007%	-4%	1.4倍
暴行傷害	2, 327 件	0. 59%	<u>19%</u>	188, 807 件	0. 78%	5%	31, 813 件	0. 04%	-3%	13.2倍
性的暴行	272 件	0. 69%	<u>12%</u>	23, 040 件	0. 96%	3%	11,009件	0. 009%	-8%	7.9倍
略取誘拐	0件	0%		537 件	0. 002%	-1%	228 件	0. 0002%	19%	
強盗	176 件	0. 04%	<u>27%</u>	9, 412 件	0. 04%	3%	2, 332 件	0. 002%	-4%	24.1倍
侵入盗	2, 310 件	0. 58%	-9%	188, 757 件	0. 78%	1%	76, 477 件	0. 06%	-11%	9. 7 倍
自動車盗	967 件	0. 24%	-3%	56, 048 件	0. 23%	7%	272, 174 件	0. 21%	-12%	1.1倍
他窃盗	9, 405 件	2. 37%	-15%	537, 278 件	2. 23%	4%	374, 497 件	0. 3%	-9%	8.0倍

2015年	(人口	ACT 39万1千人)	(人)	豪州 コ 2378 万人)		(人口	日本 1 億 2709 万。	N)	A C T と日本
罪種	発生件数	発生率	上昇率	発生件数	発生率	上昇率	発生件数	発生率	上昇率	の比較
殺人・殺人未遂	6 件	0. 002%	/	417 件	0. 001%	/	933 件	0. 0007%	/	2.1倍
暴行傷害	1, 919 件	0. 49%	/	177, 958 件	0. 75%	/	57, 726 件	0. 05%	/	10.8倍
性的暴行	240 件	0. 06%	/	21, 948 件	0. 09%	/	11, 929 件	0. 01%	/	6.5倍
略取誘拐	4 件	0. 001%	/	532 件	0. 002%		192 件	0. 0002%		6.8倍
強盗	136 件	0. 03%		8, 968 件	0. 04%		2, 426 件	0. 002%		18.2倍
侵入盗	2, 492 件	0. 64%		184, 007 件	0. 77%		86, 373 件	0. 07%		9.4倍
自動車盗	978 件	0. 25%		51, 525 件	0. 22%	/	309, 837 件	0. 24%		1.0倍
他窃盗	10,864件	2. 78%		509, 649 件	2. 14%	/	411, 350 件	0. 32%	/	8.6倍

出典:オーストラリア統計局「RECORDED CRIME-VICTIMS(2017)」及び日本警察庁「警察白書(平成30年版)」

※「発生率」は、罪種別に人口あたりの犯罪発生率(発生件数÷人口×100)を表し、「上昇率」は、罪種別に前年度からの増減を表しており、治安状況を比較する目安となります。ただし、日本と豪州とは法律、法の解釈、細部犯罪種別が異なり、統一基準で作成されたものではありませんので、あくまでも目安として捉えて下さい。

(2) ACTにおける犯罪の傾向と対策

ACTでは豪州全体と比較して、犯罪発生率は強盗、窃盗(自動車盗難を含む。)を除き全般

的に低い数値となっておりますが、日本の犯罪発生率と比較しますと、高い数値となっています。特に**暴行傷害、強盗、侵入による窃盗の犯罪発生率が日本に比べて非常に高く**なっており、近年では、<u>強盗及び自動車盗難がACTで増加</u>しています。冬よりも夏、昼間よりも夜間に発生する場合が多いですが、季節や時間を問わず、不在時は家のドアや窓の鍵を閉める、車の中に貴重品を放置しないなど常日頃から安全対策を講じる必要があります。以下は具体的な注意事項ですので、みなさまの日常の安全対策にご活用ください。

3. 防犯のための具体的な注意事項

- (1) 住居において
 - ア. 住居を選ぶ際は、できる限り安全な地域を選ぶようにします。
 - (ア) ACTでは地区(Suburb という)毎にそれぞれの特色があり、初めて訪れる際は危険な場所かどうかの判断が難しいため、長く住んでいる人などに確認すると良いでしょう。一

般的には City (Civic) 周辺, Belconnen, Tuggeranong 等にある大型ショッピングセンター及び各 Suburb の中心 (Shops) 周辺は便利な反面, 犯罪発生率が高くなっています。

(イ) ACT警察のホームページは地区ごとの犯 罪発生数が一覧表示されています。(右図)



https://www.policenews.act.gov.au/crime-statistics-and-data/crime-statistics

- (ウ) ACT内の街灯は、必要最小限の明度になっており、住居内の照明も日本に比べて明度が低いため、夜間でも十分な明るさがあるかを確認しておきます。
- イ. 防犯面を確認する際は、まず家の外周から庭や建物を見回し、外から簡単に侵入できると ころはないか点検し、ある場合は鉄柵や鍵で補強します。また、玄関や窓が植木で隠れない ようにしておきます。
- ウ. 家の前に住所番号表示があるか確認し、緊急時、警察が家をすぐ発見できるようにします。
- エ、庭や玄関周辺に、荷物、遊具、道具など盗まれやすい物を放置しないようにします。
- オ. 防犯対策として、屋外にはセンサー式防犯灯(センサーライト)や監視カメラの設置、家のドアや窓の開放でアラームが鳴るといった防犯装置の設置が最適です。また、警備会社のステッカーや「猛犬注意」等のプレートを人目につき易い場所に貼るのも良案です。
- カ. ドアや窓の鍵は複数設置し、訪問相手を確認できるようチェーンや覗き穴を備え付けるの も良いでしょう。鍵の紛失や盗難の疑いがある場合は早めにドアノブごと取り替えるなどの 処置をします。
- キ. カーテンやブラインドを設置し、家の中が外から確認できないようにします。貴重品を窓やドアから見える所に置かないようにします。
- ク. 電話機を設置する際は、緊急電話番号(「OOO」等)を見える位置に掲示し、電話機の短縮ダイヤル機能に電話番号を入力しておきます。また、寝室にも電話機や携帯電話を置き、連絡手段を確保します。
- ケ. 緊急時にサイレンを発する機器や照明機器を手の届く所に準



備しておき、いざという時に家の外に出るための経路をなるべく2つ以上確保しておきます。

(2) 外出時において

- ア. 屋外や公共の場所においては、安易に見知らぬ人の誘いにのらないようにします。
- イ. レストラン, パブ等では, 薬剤を入れられることもあることから, 見知らぬ人から提供された飲料や食べ物は口にしないようにします。特に夜間に若者が集まるパブ周辺では, 酒に酔っての喧嘩や言いがかり, 麻薬常習の不審者がいる可能性があるため注意します。
- ウ. 携帯電話を使用時やイヤホンで音楽を聞く際に無防備とならないよう, 周囲の状況にはよく気を配ります。
- エ. バッグを持って歩く場合は、盗られないようなるべく体の前側で持ちます。通行する車や 自転車に十分気をつけ、盗られて困る貴重品は分散して身に離さず携行します。なお、ショ ルダーバッグを肩から斜めに掛けるのは、容易に奪われることが少ない反面、引きずられて 怪我をする危険があります。
- オ. 多額の現金や貴重品は持ち歩かず、もし持つ必要があっても、人目につかないように注意 します。高級時計や装飾品は、目的地に着いて装着するなど盗難防止の工夫をします。
- カ. 非常用アラーム等防犯グッズを携行し、万一の際に使用できるようにしておくのも良いで しょう。
- キ. 人気(ひとけ)のない場所には行かないようにします。特に夜間は路上での窃盗を警戒し、 2人以上で行動するよう心掛けます。
- ク.公共バス利用時は運行スケジュールを確認しておき、バス停での 待ち時間を少なくします。バスに乗客がほとんどいなければ、なる べく運転手の近くに座り、単独で狙われる危険を少なくします。乗 車料金を支払う際はなるべくカードを使用し(※)、もし現金の場 合はポケット内に財布とは別に用意しておき、バス停や車内で財布 を出さないようにします。
 - ※:バス乗車に便利な「MyWay」カード(右図)がショッピングセンターや雑貨店・新聞屋(News Agency 等)で売られ、運賃が通常より安くなる他、現金を持ち歩く必要がないので安全です。





- ケ.見知らぬ人につけられていると察知した際は,最寄りの店等に一時的に入り様子を見ます。
- コ. 買い物中や銀行ATMでは、銀行カードやクレジットカードが読み取られる(スキミング) ことのないよう、不審な機器がカード挿入口に取付けられてないか注意し、暗証番号の入力 時は、手やバッグで入力ボタンを覆い、店員や周囲の人に見られないようにします。
- (3) 車を運転する場合において
 - ア. 車上荒らし防止のため、バッグ、携帯電話、財布、カーナビ(GPS)等車内に放置せず、後部トランク等に入れて車外から見えないようにしておきます。その際、荷物をトランクに保管する場合は、覗き見されていないか周囲を注意して収納します。



イ. なるべく, 防犯カメラが設置され, 管理の行き届いた駐車場を利用します。可能であれば 付近が明るく, 利用者が頻繁に通る場所に駐車します。人気の少ない路上に駐車していた車 の放火被害が多数発生していることから、やむを得ず駐車する場合は、周囲の状況に十分注意します。

- エ. 車には盗難防止警報装置等の防犯機器を備えつけると良いでしょう。
- オ. 給油等で一時的に車から離れるときは、短時間であっても、イグニッション・キーを抜き、 ドアをロックする習慣を身につけます。
- カ. 郊外では、給油所が少なく営業時間も短いことから、遠距離を移動する場合は、残燃料をこまめに確認し、早めに給油しておきます。また車には飲料水を備えておきます。
- キ.ヒッチハイカーは逆に車を乗っ取られる可能性もあり、安易に同乗させないようにします。

(4) 犯罪に遭遇した場合において

- ア. 不幸にも犯罪に遭遇したら、まず身の安全を第一に考え、逆らわずに犯人を刺激しないよう注意します。(犯人の狙いは、ほとんどの場合、金品です。)
- イ. 帰宅時, 家の中に不審な点(不審者, 物音など)を察知した場合は, 決して中に入ることなく, 安全な場所に移動し, 状況により警察へ通報します。
- ウ. 不審者を発見した場合には、特徴(服装、髪の色、肌の色等)を記憶しておきます。また、 不審者が車を使用している時には、車種や色、登録ナンバーも出来る限り記憶します。
- エ. 公共バス利用時に不審者や不審物を発見した場合には、特に不審者の行動を刺激しないよう注意し、状況が許す限り、なるべく速やかに運転手に通報します。

(5) 日常生活

- ア. 家の防犯状況を常日頃から見直し、近隣の人とは日常から信頼関係を築いておきます。
- イ. 突然の予期せぬ訪問者があった場合、安易に扉を開けず、訪問目的を質問する、身分証明 書を提示させる、などして安全かどうかを確認します。
- ウ. 訪問者の行動や態度がおかしいと判断した時は、躊躇なく警察に通報し、助言を得ます。
- エ. 郵便物や新聞, ゴミ収集箱を外から見える所に長期間放置し, 不在であることを察知され ないようにします。
- オ. 長期旅行で家を不在にする際は、特に普段よりも防犯対策を講ずるようにします。
 - (ア) 施錠を確実にし、タイマ一式スイッチを使用した電灯の点灯・消灯、ラジオの作動などにより不在だと思わせないようにします。
 - (イ) 近隣者に一声掛けておき、親しい知人や家主にも時々点検してもらいます。
 - (ウ) ドアや窓の開放でアラームが鳴るといった防 犯機器がある場合は、作動させておきます。
- カ. 居住する地域に防犯組織などがあれば参加し、連絡できるようにしておきます。
- キ. 要すれば、貴重品には盗難保険を掛けておきます。
- ク. 女性一人のみで居住している場合は、留守番電話の録音メッセージを友人、親族等の男性 音声で応答メッセージを録音するなど、狙われない工夫をします。
- ケ. 電話の契約で、電話番号帳 (White Page 等) への記載を行わないようにし、オレオレ詐欺や架空請求等の詐欺を防止します。Attention Sales People
- コ. 訪問販売は、通常、平日午前9時~午後8時、土曜午前 9時~午後5時の間のみ許可されています。その他の時間 及び日曜・祝日は事前連絡が必要であり、事前連絡のない



来訪者には特に注意が必要です。また、「Do not knock sign」の掲示で、訪問販売を拒否で きます。

https://www.accc.gov.au/publications/door-to-door-do-not-knock-sign

4. 交通事情と事故対策

(1)交通事情

- ア. 車は日本と同様に左側通行で、ACT内の道路は比較的広く、交通量も出勤・帰宅時間帯 (午前8時半頃~9時頃及び午後5時頃~5時半頃)を除き,渋滞は多くありません。
- イ. 制限速度はハイウェイ 100km/h. 主要幹線道路 80km/h. 住宅地 50km/h (一部 60km/h). 学 校の前(通学時間帯) 40km/hで、日本よりも比較的に高速です。
- ウ. 市街地と郊外を問わず、信号機の他に「Roundabout (ラウンドアバウト)」と呼ばれるロータリー式の交 差点が多いため、進入の際には 40km 以下に減速し、 徐行又は一時停止をします。運転手から見て右側の車 両に優先権があります。(下図:標識,右図:交差点)
- エ. 交差点において, 正 面の信号が赤であっ ても、左折レーンが ある場合や,一時停 前方にラウンドアパウト有り ラウンドアパウト内の車を優先







止後の左折可能標識がある場合には、左折が可能となっています。

- オ. ACT内主要幹線道路以外は照明設備が少なく, また場所によっては照明が全くない道路 もあるなど、夜間等で視界が良くない道路もありますので注意が必要です。
- 力、幹線道路では、スピード超過、飲酒・酒気帯び運転、麻薬服用運転、自動車・免許証の登 録確認等,頻繁に覆面パトロールなどによる取り締まりが行われています。また,繁華街や 主要施設周辺では、交通指導員による駐車違反の取り締まりも頻繁に行われています。
- (2) 交通事故の現状・原因・対策
 - ア、交通事故(交差点での自動車同士の衝突・接触事故、単独事故)が通勤時間帯を主に、頻 繁に発生しています。
 - イ. 特に夕方から深夜、休日には、飲酒・酒気帯び運転をしている車が増加します。車線をま たいで走行、フラフラしている車両には近づかないように注意しましょう。
 - ウ.交通事故の主な原因は「速度超過」と「不慣れな運転」が挙げられています。制限速度 が比較的高速で,交通量が少なく道路幅が広いという道路事情から,制限速度以上で運転 しがちになり事故に至ることが多いようです(制限速度の厳守)。また、オーストラリア各 州の交通法規を十分に熟知せず、ラウンドアバウトなど日本とは異なった道路の交通形式 に慣れないまま車を運転し事故に至ることも多いようです。従って,交通法規を習熟し、 運転に慣熟するまで助言者に同乗してもらうことをお勧めします。
 - エ. 幹線道路の脇には、自転車専用の走行帯があり、自転車を巻き込む事故が多く発生して います。交差点や車線変更時は車・歩行者だけでなく、自転車にも注意を払いましょう。
 - オ、夜間、車を運転する際は、カンガル一等の夜行性動物が道路を横断したり、車のライトに 向かい飛び出したりするので注意が必要です。ハイウェイでは、動物の死骸が道路上に放置 されていることもあり、衝突は大事故に繋がるため、前方を注意して見ることが大切です。

カ. 交通事故の際は、警察の立会いが必要な場合と必要でない場合があります。次ページに記載の「万一事故を起こしてしまったら」は、コピーして車に筆記具とともに積んでおくなど、いざという時にご活用ください。

~万一事故を起こしてしまったら~

- ① 事故の際は、まずは周りの安全と怪我の状況を確認し、人命救助を第一に考えます。
 - 道路上に散らかった障害物などがある場合は取り除き、事故の2次災害を防ぎます。
 - ・車を停め、負傷者がいる場合は「000(スリーゼロ)」に電話し、救急車(Ambulance)の出動を要請します。車内に閉じ込められて出られない人がいる場合は消防(Rescue)に出動を要請します。
- ② 以下の個人情報を事故相手と交換します。

氏名:	住所:	電話番号:
免許証番号:	車種・色:	車番(Rego):

- ③ 今後の問題発生時に備え、目撃者(証言者)がいれば名前と連絡先を教えてもらいます。
- 4) 警察及び保険会社に連絡します。
 - ・加害者・被害者ともに24時間以内に警察に報告することが法律で義務づけられています。
 - ・致命傷や救急車等による輸送が必要な人身事故,交通渋滞を引き起こす可能性のある事故,示談に至らないケース,事故当事者が飲酒や薬物を使用した疑いのあるケースにおいては,警察を現場に呼んで立ち会ってもらいます。
 - ・ACTに所在の各警察署の情報は以下のとおりです(電話番号は共通です)。

警察署	住 所	電話
ACT Policing Headquarters	Cnr College Street and Benjamin Way,	
(Winchester Police Centre)	Belconnen ACT 2617	
Belconnen Police Station	Cnr Benjamin Way and Market Street, Belconnen ACT 2617	
City Police Station	16/18 London Circuit, Canberra ACT 2601	131–444
Woden Police Station	Cnr Callum and Wilbow Street, Woden ACT 2606	(02) 6256–7777
Tuggeranong Police Station	Cnr Soward Way and Anketell Street, Greenway Tuggeranong ACT 2900	(02) 0230-1111
Gungahlin Joint Emergency Service Centre	Cnr Gozzard Street and Anthony Rolfe Street, Gungahlin ACT 2912	

・警察の立会いを要しない場合は、出来る限り現場の状況が確認できるよう携帯電話等に画像を保存します。24時間以内にインターネット(下記リンク)から事故報告をします。

https://www.police.act.gov.au/report-and-register/report-collision

・インターネットでの報告では、下記の情報の入力も必要になりますのでメモをとっておきます。

事故発生日時:	場所:		道路の状態:
車の運転状況:		事故がどのように	発生したか

5. テロや誘拐等の脅威について

(1)豪州におけるテロ情勢

豪州政府が公表しているテロ警戒レベルは、全体で5段階のうち上から3番目の「起こりそうである(PROBABLE)」となっています。

治安当局は年間を通じて、テロ容疑者の摘発に取り組み、2018年には国内で1件のテロ攻撃を未然に摘発しましたが、2件が実際に発生しました。具体的には、2月9日、メルボルン北東部で24歳の女が、滞在先の大家である56歳の男性を刺傷した容疑で逮捕されました。11月9日には、同じくメルボルンの中心地区バーク通りで、30歳の男が市民3人を刃物で刺し、1人を死亡、2人を負傷させた後、警察官により銃撃され、その後死亡が確認されました。

豪州政府は、引き続きテロ容疑者の摘発を推進し、連邦議会議事堂や警察等政府関係施設の 警備を強化するとともに、若者の過激化防止対策に力を入れています。また、大規模なイベン ト等における混雑場所でのテロ未然防止対策を推進しています。

(2) 誘拐事件の発生状況

最近において豪州では、多額身代金目的の誘拐事件や政治的背景を有する誘拐等事件の発生は報告されていません。しかしながら、特に夜間の一人歩きや目立つ服装・行動をしない、用心を怠らない、行動を予知されない、周囲の不審者・不審物に注意を払うなど、万が一に備えた予防策を講じることが大切です。

(3) 日本人・日本権益に対する脅威

これまでに、豪州においてテロによる日本人の被害は確認されていませんが、近年、シリア、チュニジア、バングラデシュにおいて日本人が殺害されるテロ事件が発生しています。また、テロは、日本人が数多く渡航する欧米やアジアをはじめとする世界中で発生しており、特に、近年では単独犯によるテロや一般市民が多く集まる公共交通機関等(ソフトターゲット)を標的としたテロが頻発していることから、こうしたテロの発生を予測したり未然に防ぐことが益々困難となっています。

このようにテロはどこでも起こり得ること及び日本人が標的となり得ることを十分に認識し、 テロの被害に遭わないよう、外務省海外安全ホームページや報道等により最新の治安情報の入 手に努め、状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心がけてください。

また、我が国の捕鯨政策に反対する環境・動物愛護団体等が、これまでシドニー、メルボルン、ブリスベン等大都市において小規模ながらもデモや抗議活動を行ってきました。2018年9月には、我が国の商業捕鯨再開の動きに抗議するため、当館前でデモが行われました。加えて、2018年12月の国際捕鯨委員会脱退及び脱退後の商業捕鯨再開の表明を受け、今後、環境・動物愛護団体等による抗議活動がこれまで以上に活発となるおそれがあるため、抗議活動が行われている現場には近づかないようにするとともに、仮に抗議団体等から直接的に抗議を受けた場合には、冷静に対応し、警察に通報するなど、十分な注意が必要です。

6. その他の日常生活における注意事項

(1) 危険な動植物について

犯罪やテロから身を守ることは大切ですが、ACT内外の自然の中には、人の生命を脅かす、 日本にはない独特な生き物や植物が存在します。以下はその一例ですが、興味本位で触ったり 近づいたりすることのないようにすることが大切です。

ア. 蛇(へび):ブラウンスネーク(brown snake), アカハラクロヘビ(red-bellied black snake)

ブラウンスネークはネズミ等を常食とすること から草地や家の裏庭など人の身近な場所に現れ, 排水溝などに忍び込み詰まりの原因になることが あります。裸足でいると足を噛まれることもあり, ズボンや靴を履いて防止します。 アカハラクロへ ビは小川や河原にいるので, アウトドアなど外で 発見することがあります。もし噛まれた場合は,



毒が体に回り内臓や全身が麻痺するなど致命的な症状を防ぐため、動かさずなるべく安静に し、受傷箇所より心臓寄りの部分をバンドで固定して救急車等で病院に急行します。

イ. 蜘蛛(くも):セアカゴケグモ (red back spider)

オスは体長3~5ミリ(脚は含まない),メスは体長1~2センチの小さな蜘蛛で、雨に濡れるのを嫌い、バーベキュースタンドや植木鉢、公園の遊具の裏側に巣を作ります。見えないところにいるため、うっかりと指を伸ばして刺されたり、靴の中にいるのに気付かず足を入れて刺されるケースがあります。メスが毒を持っており、もし刺された場合は、激しい痛みと腫れ、発汗・発熱の症状があるので、医療機関を受診した方が良いでしょう。



体長は8ミリから大きいものは4センチにもなる蟻で,草 地の土の中や木や岩石の下に巣を作ります。大きなアゴを持 ち,アゴで相手を挟んで蜂のようにおしりの毒針で刺します。 毒針は蜂のように刺した後に相手の体内に残ることはなく, 何度でも刺すことができ、刺されるとかなりの激痛がありま す。巣を壊したり踏みつけたりすると,攻撃的になり集団で



襲いかかってくるため,あまり巣には近づかないようにするなど注意が必要です。

エ. 鮫(サメ):ホオジロザメ(great white shark)

豪州は鮫による死傷といった被害が多く報告されており、2018年は年間20件発生し、そのうち1件が致命的な被害となっています。世界では毎年100件以上の被害が発生していますが、その半分ほどはホホジロザメによるものです。海水浴やマリンスポーツを行う際は、監視員がいる整備された海水浴場を選び、旗と旗の間を泳ぐよ



うにした方が無難です。海の中では、派手な水着を避け、集団で行動した方が狙われにくく、

もし近くに鮫を発見した場合は、鮫を刺激せず、他に注意をそらすため、しぶきを立てずに 静かに行動した方が良いでしょう。

オ. 鳥:マグパイ (magpie), ツチスドリ (peewee)

10~12月の春になると、白黒色のカラスに似たマグパイという鳥が繁殖期を迎え、自転車に乗る人やランニングを楽しむ人に襲いかかる(swoop)ことがあります。全てのマグパイが人に襲いかかるわけではありませんが、巣やひな鳥を守るための本能的な行動と見られています。クチバシで正面から襲われて目を失明するといった被害も出ているため、自転車に乗る際は、ヘルメットだけでなくゴーグル等を着用した方が良いでしょう。襲われそうになっ



た際は、自転車から降りる、走らずに歩く、鳥の方を見ながら遠ざかるといった方法で、被害を防止できます。ツチスドリはマグパイに似た小型の鳥で、繁殖期においては巣の近くで行動する人を襲うことがあるため、歩いている人も鳥に襲われて怪我をしないよう注意する必要があります。



カ. 毒キノコ:タマゴテングダケ (death cap mushroom)

2~4月の夏から秋になると、公園や庭先など至るところでキノコが生えているのを見かけます。ACTでは、毒キノコで死亡する事案が過去17年間で4件発生しており、野生のキノコに触らないよう呼びかけています。毒キノコを摂取する事案の9割以上がタマゴテングダケによるものと言われています。タマゴテングダケは、ブナやコナラなど落葉樹の近くに生える



ことが多く、傘がオリーブ色か時折、薄茶色、裏側のひだは白色、柄(え)は白色でつばがあり、かすかなアンモニア臭がします。強い毒性を持ち、料理によっても毒性は排除できず、食後24時間程度で腹痛やめまい、吐き気、下痢などを引き起こし、その後、肝臓不全から死に至ります。タマゴテングダケ1本が致死量の毒を持つと言われており、見分けが困難なため、野生キノコには近づかず採取しないなどの注意が必要です。

(2) 習慣の違いによるトラブル (子の居所の移動が犯罪になる場合)

豪州においては、18歳未満の子に対する親権は基本的に両親の双方が行いますが、家庭裁判所において子の養育に係る家裁命令(Parenting Order)が審理中、或いは、親権が家庭裁判所により既に他方の親に与えられている場合には、日本人親が他方の親の書面による同意や家裁命令に依らずして、自分の子を連れて無断で日本に帰国しますと、豪州においては犯罪となり、最大3年までの懲役刑となる可能性があります。また、このような場合には、第三国への入国の際にも、子を誘拐した犯罪被疑者として逮捕される可能性があります。

Ⅲ. 緊急事態対処マニュアル

1. 平素の準備と心構え

テロ事件等の緊急事態はいつどこで起こるか予測することが困難です。ただし、駅・空港や観光地、朝夕のラッシュ時やイベント開催時など、人が多数いる場所・時間が狙われることがあります。被害を受けないためには、普段から様々な情報に目を通し、目立つ服装・車や行動を避け、人混みにはなるべく近づかない、不審者・不審物に注意を払うなど、身を守るための予防策を講じることが重要です。豪州内では、山火事や集中豪雨といった自然災害もたびたび発生しており、ACT緊急庁やその他の機関が発信する情報にも注意してください。

また、外務省から提供するスポット情報や海外安全情報なども有効な情報となります。万が一に備え、情報を収集し、家族や隣人、親しい知人との間で常に連絡が取れるようネットワーク作りに心掛けるとともに、家族の集合場所や避難場所を複数決めておくのも重要です。携行品や非常用物資などは定期的に点検し、いざという時すぐに持ち出せるよう1カ所にまとめて保管しておきましょう。自宅待機用の備蓄品と緊急避難用の備蓄品は分けておくことも大切です。

*携行品及び非常用物資の参考

〇パスポート、現金、クレジットカード、運転免許証

〇衣類・着替え(季節に合わせたもの、長袖、長ズボン、帽子、手袋、サングラス)、履き物(行動に便利な頑丈なもの)、非常用食料(長期保存可能なもの(缶詰、ドライフーズ)、ナッツ等の高エネルギー食品、ビタミン剤、飲料水)、医薬品(家庭用常備薬、常用薬、外傷薬)、衛生品(タオル、歯磨きセット、石けん、トイレットペーパー、ゴミ袋、生理用品)ラジオ(短波放送受信可能なもの)、懐中電灯(予備電池含む。)、その他(ライター、ローソク、マッチ、多用途ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製容器、割り箸、敷物、固形燃料、軽易な炊事用具、充電器、警笛)、乳幼児がいる場合(粉ミルク、ほ乳瓶、紙おむつ)

2. 緊急時の行動

(1) 基本的心構え

ア. 万が一の緊急事態では、まず自身の安全確保を優先して下さい。近くで銃声や爆発音が聞こえるような状況では物陰に隠れるか、床に伏せるなど、できる限り安全な場所等に避難します。

イ、爆発事件に遭遇した場合

- (ア) 爆発音を聞いたらまずその場に伏せ、戸棚や天井からの落下物が想定される場合には、 机等頑丈な物の下に潜り込んでください。
- (イ) 複数の爆発物が仕掛けられている可能性もあり、第一の小さな爆発の後に、より大きな 第二の爆発が起こり得ることに十分留意し、事件発生現場の見物等は慎み、現場から速や かに離れてください。
- (ウ) 瓦礫等の下敷きになった場合には、体力の温存にも心掛けつつ、有害物質を吸い込まないようハンカチ等(濡れた物が望ましい)で口や鼻を覆い、パイプ等を叩くなどして救援隊に居場所が分かるようにしてください。

ウ. 人質事件に巻き込まれた場合

(ア) 犯人は武器を保有している場合が多く,逃亡・抵抗は極めて危険です。基本は苛立たせずに受忍する,平常心と自尊心を保ち,誠実な振る舞いに心掛けることが重要です。

- (イ) 長期間になった場合、犯人に対して、人質は信頼や共感する傾向があると指摘されていますが、抵抗することは避けつつも、犯人側に有利となるような行為や過大な情報提供は 避けるようにします。
- (ウ) 救出作戦が行われる際は、床に伏せ、動かず、声も出さないようにします。可能であれば、机の下等の安全な場所に移動し、ドア・窓の近くやオープンエリアから離れます。

(2)情報の把握

テレビやラジオを通じて、またACT、連邦政府機関又は日本大使館のインターネットサイトを閲覧したり、問い合わせたりする等して緊急事態の把握に努めて下さい。万一、上記の手段による緊急避難場所などの情報が不明な場合は、周囲の状況に照らして安全であると判断できれば直接大使館へお越しください。

(3) 緊急時の NHK 短波ラジオ周波数 9625kHZ (短波放送受信可能なラジオをご準備下さい。)

(4) 大使館の取り組み

事件事故その他緊急事態が発生した時は、日本大使館から当地在留邦人の皆さまにEメール 及びSMS(ショート・メッセージ・サービス)を活用してお知らせをいたします。

被害を受けた場合、もしくは被害を受けた方が周囲にいることが判明した場合は、日本大使館にご連絡を頂くようお願いいたします。

3. 緊急連絡先

(1) 在オーストラリア日本国大使館

電話	(02) 6273 3244(代表)	FAX	(02) 6273 1848(代表)
住所	112 Empire Circuit, Yarralumla, Canberra, AC	CT 2600, Aust	ralia
	consular@cb.mofa.go.jp (領事メール)		
Email	emergency@cb.mofa.go.jp (緊急事態が発生	し, 日本大使	館が緊急対策本部を設置し
	た場合に使用いたします。)		
ホームへ゜ーシ゛	http://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/inc	lex.html	
開館時間	平日午前9時00分~午後5時00分(土日	、祝祭日を除	<)

[※] 開館時間以外も緊急連絡が取れるように対応しています。

(2) 生命の危険など緊急時(警察・消防・救急の共通番号)

電話	000 (オーストラリア国内共通番号)
----	---------------------

(3)警察

ア ACT警察

	131 444(犯罪被害や交通事故により警察の立会いを要する場合の共通番号)
電話	(02) 6256 7777(各地域の警察:City, Belconnen, Woden, Tuggeranong, Gungahlin)
	131 237(空港で警察の立会いを要する場合)
ホームへ゜ーシ゛	http://www.police.act.gov.au/ (英語, 最新の治安情報が確認できる)
Facebook	https://www.facebook.com/ACTPolicing
Twitter	https://twitter.com/ConstableKenny

イ Crime Stoppers (犯罪阻止ダイヤル:目撃情報等の通報先)

電話 1800 333 000(匿名可能, 無料, 英語, 24 時間対応:豪州内共通番号

ウ National Security ホットライン(テロに関する情報の提供先)

電話 1800 1234 00 (匿名可能, 無料, 通訳可能, 24 時間対応:豪州内共通番号)

(4)消防(緊急庁: ACT Emergency Service Agency)

	13 22 81 (山火事における通報先, 24 時間)
	132 500 (サイクロン, 洪水, 嵐, 竜巻等の災害における通報先, 24 時間)
電話	(02) 6207 8609 (ACT Rural Fire Service:山火事に関する質問等, 日中のみ)
	(02) 6205 2927 (ACT Fire & Rescue:火災, 救援に関する質問等, 日中のみ)
	(02) 6200 4126 (ACT Ambulance:救急について緊急時以外の患者輸送の要請)
Email	esahaveyoursay@act.gov.au (ACT ESA, 英語, 全般的な質問を受け付ける)
ホームへ゜ーシ゛	http://www.esa.act.gov.au/ (最新の交通事故, 山火事等緊急情報が確認でき, HP 内で
ルームペーク	日本語を選択することにより、日本語での閲覧が可能)
Facebook	https://www.facebook.com/actemergencyservicesagency
Twitter	https://twitter.com/act_esa

(5)病院

	Canberra Hospital : (02) 6244 2222
	Calvary Hospital : (02) 6201 6111
電話	John James Memorial Hospital : (02) 6281 8100
	National Capital Private Hospital : (02) 6222 6666
	Queanbeyan Hospital(NSW) : (02) 6298 9211

(6) 観光案内所

電話	Canberra and Region Visitor Centre(CRVC): 1300 554 114(日本から:+61 2 6205 0044)
ホームへ゜ーシ゛	http://visitcanberra.com.au/visitor-information (地図等当地の情報が収集可能)
Facebook	https://www.facebook.com/VisitCanberra
Twitter	https://twitter.com/VisitCanberra

(7) 航空会社

	1800 04 7489 (日本航空, オセアニア地区, 日本語可能)
●ギ	131 313 (カンタス航空, 英語のみ)
電話	136 789(バージンオーストラリア航空, 英語のみ)
	131 538 (ジェットスター航空, 日本語可能)

(8) その他

		131 881(移民省キャンベラ支局)
	電話	131 450(翻訳・通訳サービス)
		(02) 6207 7000(車・免許証登録)

	(02) 6207 7000(車・免許証登録)			
[【その他連絡先】			
[1	EMO]			